

地域密着型特別養護老人ホーム にじの郷

重要事項説明書

2024年4月1日現在

1. 目的

地域密着型介護老人福祉施設にじの郷は、介護保険法による施設として、要介護者に対し適切な介護保険施設サービスを提供することを目的としています。

2. 運営方針

① 住み慣れた自宅のような空間

「施設」ではなく「自宅」のようなくつろぎの生活空間を作ります。ご入居者の人権を尊重し、その人らしい暮らし・その人本来の生活が送れるように各自の有する能力に応じて自立した日常生活を安心・安全に営むことができるよう努めます。

また、ご入居者に寄り添いご家族との絆を大切にし、ご家族からも理解と信頼が得られるよう努めます。

② 地域との連携

ご入居者の尊厳を尊重し、住み慣れた地域で安心・安全な生活が営めるよう「生活の質」や「介護の質」の確保とともに、地域で信頼され喜ばれる介護サービスの提供に努め、地域における福祉サービスの向上に貢献します。

地域や家庭との繋がりを大切にし、保険者、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③ 人材育成

職員は「その人らしさ」実現のための生活支援者であり、やさしさと思いやりをもって支援を行います。

職員が、常にやりがいと感謝の気持ちを持ち、家族・地域・ボランティアの方々と協力し、誰からも望まれる介護を研究実践します。

職員の専門性の向上を図り、ご入居者の尊厳を重視した質の高いサービスの提供に努めます。

3.事業所の概要

サービス名	地域密着型介護老人福祉施設
施設名称	地域密着型特別養護老人ホームにじの郷
所在地	福島県いわき市小名浜岡小名字山ノ神 27 番地 1
介護保険指定番号	0790400964

4.利用定員について

定員29名（ユニット名 けやき 10名、あかしあ 10名、いちよう 9名）

5.非常災害時の対応

防災マニュアルに対応して行います。避難訓練は防災計画により年2回実施し、防災計画は消防署へ提出します。

防火責任者：施設長 石山 淳

6.職員体制

従事者の職種		常勤 (兼務)	非常勤 (兼務)	指定基準	職務内容
管理者		1		1以上(常勤)	従業員の指導管理
医師			1		入居者の医学的対応
生活相談員		1		1以上(常勤)	相談、他事業所との連携
介護支援専門員		1(1)		1以上(常勤)	入居者の介護支援に関する業務
介護・看護職員	看護師	4		1以上(常勤)	施設サービス計画に基づく看護
	介護職	14		10以上	施設サービス計画に基づく介護
機能訓練指導員 (看護職員兼務)		(1)		1以上	機能回復、機能維持のための訓練指導
管理栄養士		1		1(常勤)以上	献立作成、栄養指導、食事管理、栄養マネジメント
事務職		3		必要数	請求事務、庶務、会計事務、情報管理

7.職員の勤務体制

管理者	8：30～17：30
医師 週1日	
生活相談員	8：30～17：30
管理栄養士	7：00～16：00／8：30～17：30／10：00～19：00
介護支援専門員	8：30～17：30
看護職員	8：00～17：00／9：00～18：00
介護職員	6：30～15：30／7：00～16：00／7：30～16：30 8：00～17：00／8：30～17：30／9：00～18：00／10：00～19：00／11：00～20：00／13：00～22：00／22：00～7：00
事務員	8：30～17：30

8.利用料金について

重要事項説明書別紙、料金表を参照下さい。

9.お支払い方法

当月の合計額の請求書を、翌月15日までにお知らせします。当月の料金の合計額を翌月25日までに「現金」もしくは「指定口座振込」でのお支払いをお願い致します。料金の支払いを受けた方には領収書を発行します。

入所者預り金等管理規程に基づき、預金通帳等を預かった場合には、通帳からの引き落とし及び支払いを代行します。

10.退所

○次の場合には退所（契約解除）とさせていただきます。

- ・ご入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき
- ・ご入居者が入院し、明らかに3か月以上入院することが見込まれるとき
- ・ご入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき
- ・ご入居者が負担すべき費用を3か月滞納したとき

○ご入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとします。

- ・要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき
- ・要介護認定の更新において、要介護1または要介護2と認定され、市において特列入所の承認意見が出ないとき
- ・ご入居者が死亡したとき
- ・ご入居者が入院した後、おおむね3か月を経過しても退院できないとき
- ・他の介護保険施設への入所が決まり、受入れができる状態になったとき
- ・ご利用者又はそのご家族等が職員、他利用者に対し身体的暴力や精神的

暴力、セクシュアルハラスメントなど職員や他利用者の心身に危害を生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき

11.入院された場合について

入院された場合には、入院翌日から6日間は外泊と同じく、一日あたり246円（2割負担492円・3割負担738円）の外泊時加算が発生し、7日目からは、居室確保のために居住費2,200円/日（負担段階による減額措置は適用されません。）が発生します。

入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご入居者及びご家族の希望により、必要に応じてご入居者及びご家族の同意を得た上で、入院期間中もお部屋の確保しておくことができますが、上記の費用が掛かることについてご了承願います。

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除することになります。この場合には、退院後当施設に再び優先的に入所することはできません。

12.ご利用時の留意事項とご協力のお願い

○施設内は全面禁煙となっています。ご協力をお願いします。

○面会時間は9:00～21:00となっています。面会については、面会簿がございますので、所定事項を記載していただきます。インフルエンザやその他感染症など流行時期には面会制限を行わせていただきますので予めご了承下さい。

○当施設の職員他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○ペットの持ち込みは、現在のところ禁止とさせていただきます。

○職員、他利用者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）、セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は禁止とさせていただきます。

13.外出・外泊について

ご要望がありましたら職員へお申し出ください。行先、用件、施設へ到着時間など、ご記入していただく書類がございます。また、外泊時は外泊の翌日から6日間は外泊時加算として246円（2割負担の方は492円・3割負担の方は738円）が発生します。

14.医療について

嘱託医師が、基本的には毎週木曜日に診察等を行い、健康管理に努めます。服薬の管理は看護職員が責任を持って行います。また、緊急時等は必要に応じ、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

ご入居者の体調が急変し、当施設での対応が困難な場合には、嘱託医師と看護師等で対応し、必要に応じて受診の調整を行います。また、同時にご家族への連絡もしますので、その際は、受診の付き添いをお願いする場合がございます。

嘱託医：佐藤 暁 医師（小名浜生協病院）

協力医療機関：小名浜生協病院・せいきょうクリニック

協力歯科医療機関：JAのぞみ歯科医院

また、他科診療に関しては、必要に応じて対応させていただきますが、ご家族様へ受診の対応をお願いすることがございます。

15.身体拘束・行動制限について

当施設は、ご入居者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、ご入居者に対する身体的な拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず（本人または他入居者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い場合など）身体拘束や行動制限等を行う場合は慎重な検討を行い、ご家族の同意のもとに手引き等に従い適正に行います。

16.感染症について

インフルエンザやノロウィルスなどの感染症が流行することがあります。当施設でも感染症の予防やまん延の拡大には細心の注意を払っていますが、完全に予防することは困難です。空気・飛沫・接触などによるご利用者の感染に関しては、当施設での責任は負いかねますので、ご入居者、ご家族のご理解をお願いします。

17.事故発生時の対応について

当施設では、ご入居者に対するサービスの提供により重大な事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族に連絡を行うとともに、医師と看護師で然るべき対応をします。医療機関への受診が必要な場合には速やかに受診の調整を行い、再発防止に努めます。また、骨折、入院加療を必要とし、ご入居者の要介護認定に影響を及ぼす可能性のある事故については、保険者へ連絡します。ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険 保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

（損害賠償がなされない場合）

当施設は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき
- 2 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実地したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生したとき
- 4 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生したとき

《リスクについて》

ご利用者が快適で自律的な生活を送ることができるよう、安全な環境作りに努めております。しかし、ご利用者の身体状況や精神状況、ご病気に伴う様々な症状などが原因で、下記項目の危険性が伴う場合もあります。

ご自宅など普段の生活でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。ご家族のご理解とご協力をお願いいたします。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。
- 当施設では原則として身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも安易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。
誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患にて、急変・急死される場合もあります。

18.苦情について

当施設のサービスに対して苦情や要望がある場合は、苦情受付担当者（生活相談員 松浦）までお申し出ください。

受付時間 8：30～17：30

苦情解決責任者：施設長 石山 淳

苦情解決に関する規程に基づき、できる限りの対応させていただき、再発防止に努め、サービスの質の向上を目的に施設内の掲示板等で情報を公表していきます。

また、下記の機関や当施設が設置している苦情解決第三者委員に申し出ることもできます。

○第三者委員 鵜沼智恵子 電話：0246-52-0511

本田和弘 電話：0246-92-3701

（（株）いわき市観光物産センター）

○福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

住所：福島市中町 3-7 電話：024-528-0040

○いわき市介護保険課

住所：いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7467

○福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

住所：福島市渡利字七社宮 111 電話：024-523-2943

19.守秘義務について

個人情報保護法に基づき個人情報保護に努めていきます。当施設ご利用にあたり、ご入居者やご家族へ情報の提供をお願いしておりますが、当施設では個人情報の取扱い規程等を整備しており、利用目的以外に使用することはありません。

① 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

② 利用目的

○介護保険における介護認定の申請、更新または変更のため

○入所者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案や、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

○医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため

○にじの郷内のカンファレンス、施設内学習のため

- その他サービス提供に必要な場合
- 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

③ 使用条件

- 個人情報の提供は必要最低限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示すること。

20.ケアプランについて

当施設では、ご入居者やご家族の希望をお聞きし、介護支援専門員がケアプランを作成し、それを基にレクリエーションなどを実施します。作成したケアプランは内容を説明し、同意・交付を行います。定期的にサービス担当者会議を開催致しますので、出席していただけますようお願いいたします。

21.サービス内容について

○食事について

管理栄養士の立てる献立表により、入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。

○入浴について

週2回を予定しています。身体状況に応じて機械浴で対応する場合がございます。ただし、身体・体調の状況によっては清拭となる場合がございます。

○排泄について

トイレへの誘導を行い、自立排泄のお手伝いをします。また、必要な方に関してはそれぞれのご利用者に適したオムツを選択し、尊厳に配慮した交換を行います。

○生活について

個人の尊厳に配慮し、身だしなみを整えたり、口腔ケア、シーツ交換や室内の清掃などを行います。

○レクリエーションについて

お花見やクリスマス会などの季節の行事や、日々のレクリエーションや体操などへの参加ができます。それまでの生活で行っていた縫物や書道などご自分の時間を自由に使っていただく活動も継続できます。

○相談支援について

入居生活や今後の方向性など、ご相談をお受けします。

○介護保険等の行政手続き代行

希望があれば、介護保険証の更新などの手続きの代行を行います。

○理美容

月1回予定 料金表参照（訪問事業所：ビューティーサポートいわき）

22.貴重品の管理

基本的にはご家族が管理することをお願いしていますが、必要に応じて、貴重品（＊現金の管理は致しません。）をお預かりすることができます。その際には、当施設の「入所者預かり金等管理規定」に沿い、取り扱わせていただきます。

管理者責任者：施設長 石山 淳

所持金品の受け払いは、取り扱い職員は管理責任者の承認を得て行います。管理責任者が受払帳簿、金銭出納簿及び保管金品等を定期的に照合確認（検証）します。

23.介護保険書類などの管理

介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）・その他各種障害者手帳・診察券については当施設で預らせていただきます。必要な場合には職員に申し出ていただければお返しすることは可能です。

24.看取りについて

希望を確認させていただき、可能な限りの対応をさせていただきます。

当施設における看取りの考え方は入居者及びご家族が希望され、医師による医学的回復の見込みがないと判断された場合に、残された命・生活・時間が、より豊かに穏やかにそして人間としての尊厳に十分に配慮しつつ、その人らしい安らかな死が迎えられるように精神面のケアを中心とした看取り介護を実施していきます。当施設の職種間の連携と、ご家族の協力を得て、一日一日を大切に心を尽くして支援していく考えです。

25.第三者評価の実施状況 なし。